

# インフルエンザの疑いによる出席停止について

愛媛県立西条高等学校定時制

## 1 関係法令

### 学校保健安全法第 19 条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

## 2 定時制での対応

- (1) 発熱が認められる等によりインフルエンザの疑いがあると生徒本人が判断して、授業開始までに病院で診察を受け、インフルエンザではないとの診断を受けた上で欠席した場合は、欠席と扱う。
- (2) 登校後に発熱が認められる等によりインフルエンザの疑いがあると学校から判断され、早退して夜間急患にかかり、インフルエンザではないとの診断を受けた場合は、出席停止と扱う。
- (3) 登校後に発熱が認められる等によりインフルエンザの疑いがあると学校から判断され、その日は早退して翌日に病院で診察を受け、インフルエンザではないとの診断を受けた場合は、前日（早退した日）を出席停止と扱う。ただし、診察を受けた当日以降に欠席した場合は欠席と扱う。
- (4) 登校前に発熱が認められる等によりインフルエンザの疑いがあると生徒本人が判断して欠席し、翌日に病院で診察を受けた結果インフルエンザと診断された場合は、前日にさかのぼって出席停止と扱う。

※ 「インフルエンザの疑いがある」と学校が判断する基準としては、

- ・ 38 度以上の高熱
- ・ 筋肉や関節が痛む
- ・ ひどい倦怠感

など、インフルエンザに特有の症状が認められる場合に限る。すなわち、高確率でインフルエンザの診断がなされると予想される場合に限る。